

平成30年2月16日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

「公益信託法の見直しに関する中間試案」に関する意見

総論

公益信託のいっそうの活用をはかるため、公益信託法を抜本的に見直す本中間試案を取り纏められた関係各位の多大なご尽力に、現在に至るまで公益信託の主な担い手として活動してきた者として、深く敬意を表する。

信託協会会員各社は、平成29年9月末現在で、467件、信託財産残高607億円の公益信託を受託しており、その公益事業運営については法制審議会においても特段の問題点の指摘はなかったと認識している。本中間試案では、多くの論点が示されているところ、法改正によって新たな公益信託制度の下での公益信託の一層の発展が図られるべきである一方で、現在健全に運営されている公益信託の存続に影響がないように配慮する必要もある。

また、新たな公益信託の制度は、公益信託の認可により一定の税法上の優遇措置の対象となる制度であることが強く望まれる。公益認可と税優遇認定が一体となることは、公益信託を検討する者の利便性向上につながり、導入意欲を向上させることで今後の公益信託の拡大に資すると考えられるからである。それゆえ、法改正においては、税法における優遇措置の考え方と平仄をとる必要がある。

以下では、今後の公益信託法改正要綱の取り纏め、改正法案の策定にあたって、上に述べた観点から、更にバランスが適切に図られた規律となることを期待して意見を述べるものである。

各項目について、特に意見を述べなかつた項目は、結論において賛成であることを付言する。

第1 新公益信託法の目的

提案に賛成する。

なお、補足説明にも記載されているように、新しい公益信託法においては、公益法人認定法第58条と同様に、公益信託の活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るために税制上の措置を講ずることとされるべきである。税法上の優遇措置があることは公益信託の利用拡大にとって重要な要素である。また行政庁から認可された公益信託が税法上の優遇措置を受けることが可能な制度となることは、公益信託を実施しようとする者の利便性を向上させ、利用拡大をより容易にするものである。そのため、法改正は、税法上の優遇措置と平仄のとれたものでなければならない。

第2 公益信託の定義等

3 現行公益信託法第2条第1項の削除

以下の2点の趣旨において提案に賛成する。

先ず、主務官庁の許可制の削除については、既存の公益信託が原則として存続することを前提として賛成する。

次に、行政庁の認可を受けていないものの公益的な要素を信託目的に含む受益者の定めのない信託を有効とすることに賛成する。

主務官庁の許可制の削除により、公益信託やその関係者に追加的な負担が発生することがもしあるならば、従来なんら不祥事等が指摘されていなかった既存の公益信託の存続に悪影響をもたらすため、そのような弊害が生じないことが前提とされるべきである。

第19の2の提案のように既存の公益信託に改正法が適用され、新たな行政庁の監督に服するのであれば、改正法への移行手続の負担が大きくなり、既存の公益信託に経済的な負担が及んだり、存続に影響が出たりすることを避けるようにしなければならない。また、移行後の制度において、新たな行政庁への報告のために作成書面が増加したり、作業が集中することも望ましくない。信託銀行が1社で100件を超える公益信託を受託している事例もあるという実態を踏まえ、移管時、移管後の両面で、合理化、省力化が図られるようにしていただきたい。

第3 公益信託の効力の発生

2 不認可処分を受けた信託の効力

提案に反対し、(注1)の考え方に賛成する。

(注2)の考え方に反対する。

第2の3の提案が採用され、現行公益信託法第2条第1項が削除されて、行政庁の認可

を受けていないものの公益的な要素を信託目的に含む受益者の定めのない信託が有効であることが解釈上明確になることを前提とすると、「公益信託として新たに信託を成立させる場合に行政庁から不認可処分を受けても当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがある」場合には、当該信託が受益者の定めのない信託として有効に成立することには法令解釈上の論点はなく、そのような確認的な規定を法律に明文化することに特段の意義はないと考える。

また、当該信託の効力発生時期は信託行為の定めに委ねられるべきで、「当該信託は不認可処分を受けた時から受益者の定めのない信託としてその効力を生ずる」ことを法令で定める必要はない。そのため、第3の2の提案に反対し、(注1)の立場に賛成する。仮に第3の2の提案が採用されるなら、当該信託行為の定めがある場合でも効力発生時期については任意規定としなければならないと考える。またそれ故、第3の2の提案には実務的な有用性はない。

(注2)の考え方は、公益になんらかの貢献をする受益者の定めのない信託を設定しようとしたにもかかわらず公益認可を受けることができないために、当該受益者の定めのない信託を設定できない場合があることを問題視していると考えられる。

しかしながら、公益的な目的を信託目的とすることは受益者の定めのある信託でも可能であるため、「公益認可の得られない公益に貢献する受益者の定めのない信託」という類型を新たに作ることに実質的な意味はない。

更に、「公益認可の得られない公益に貢献する受益者の定めのない信託」と認められるためには、「何らかの理由により公益認可が得られなかった受益者の定めのない信託」について行政庁が「Aの理由により公益認可はできないが、Bの理由により公益には確かに貢献する」ということを「Bの理由」の要件を法定した上で示す必要がある。既存の法律で同様の効果が得られるにもかかわらず、(注2)の提案によれば、新たな行政コストを強いる法律を作ることになり、合理性はないと考える。

第4 公益信託の受託者

1 公益信託の受託者の資格

(1)で、公益信託の受託者の資格として、「公益信託の適正な処理をなし得る能力を有すること」と提案されていることに賛成する。ただし、受託者の内部ガバナンス体制が不十分な場合は、「公益信託の適正な処理をなし得る能力」がないと判断されることを前提とする。

その帰結として、甲案に賛成する。

以下①で甲案賛成の背景を述べ、②で甲案と乙案について更に言及する。

① 公益信託の簡易なガバナンス構造のためには、受託者自身にも堅確なガバナンス体制が

必要であること

信託法において、私益信託は、契約自由の原則や私的自治の精神に基づき、自由度の高い機関設計を当事者が選択することが認められている。一方で、公益信託は、公益認可を受けることにより社会から信頼を受け、税制においても一定の優遇を受けることから、それにふさわしい機関設計とするべく、私益信託に比べ機関設計の自由度が制限され、より厳しいガバナンス構造が要求されると考える。

一方で、公益信託は受益者が存在しないため、受益者が受託者を監督することは期待できない。また、委託者の私的な目的のために公益信託が利用される疑いを排除すべきことから、公益信託以外の受託者の定めのない信託のように、委託者に受益者に代わって受託者の監督を荷わせることもできない。そのため、現行の公益信託法の下では、外部から行政庁が監督を行うとともに、行政庁は、受益者と委託者に代わる内部ガバナンスの主体として信託管理人を置く公益信託であり、かつ事業の範囲を助成のみとし、一定の能力を有する受託者が運営委員会の助言（助成先の選定等に関する助言）を受けて信託事務を行うもののみを許可している（公益信託の引受許可基準を参照）。

もっとも、現在の公益信託がこのような簡易なガバナンス体制であるにもかかわらず公益法人制度の見直しの際に問題とされたようなガバナンスの不全や不祥事がなかった理由としては、事実上、ほとんどの公益信託が信託業務を兼営する金融機関が受託者で、受託者の内部にガバナンス体制が整備されていたことが大きな要因であったと思われる。新しい公益信託法でも、受託者1名で信託管理人が1名または数名という簡易な体制が維持され、主務官庁制の廃止により外部の行政庁が現状以上に監督能力を発揮することも予定されていないのであるから、新しい公益信託法でも、受託者の内部にガバナンス体制が整備されていることが重要であると考ええる。

② 提案について

以上より、(1)において、公益信託の受託者の資格として、「公益信託の適正な処理をなし得る能力を有すること」と提案されていることに賛成する。ただし、受託者の内部ガバナンス体制が不十分な場合は、「公益信託の適正な処理をなし得る能力」がないと判断されることを前提とする。

このような観点からは、甲案の場合、受託者となる法人の内部ガバナンス体制を判断するための基準が、第4の1(3)以外にも法律や政省令等で定められることが望ましいと考える。具体的には、以下のようなものが参考になる。

信託法附則第3項および信託法施行令第3条の受益者の定めのない信託に関する経過措置と同様の財産基準が考えられる。例えば純資産がマイナスの法人が公益信託の受託者となることは、公益信託事務にも影響を及ぼしかねないからである。

公益法人と同様の体制、すなわち理事会、社員総会または評議員会、監事等の組織を有

する法人とする。会社の場合は、取締役会設置会社、指名委員会等設置会社または監査等委員会設置会社とすることが考えられる。

乙案には反対するが、仮に乙案を採用するのであれば、自然人が受託者となる場合には上に述べたような法人の認可基準とは異なる基準を設ける必要があると考える。受託者の内部ガバナンス体制に依拠できない以上、受託者と信託管理人により公益財団法人と同等の体制を構築すべきである。すなわち、理事会に相当する共同受託者会を設置し、評議員会および監事の役割を担う信託管理人会を設置するなどの体制を法定しそれぞれの会議体の内部の職務の分掌を法定するか、内規に定めて公益認可の対象とする必要がある。更には、受託者との利益相反取引等についても、信託法をそのまま適用することでよいかなど、公益法人法との比較検討を改めて行う必要がある。

もっとも、このような制度を導入することは、公益法人と類似した制度を重複して設けることとなり、その社会的、経済的な意義について、まず検討する必要がある。

第5 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

提案に賛成する。ただし、第4の1(1)において乙案が採用される場合には、信託管理人の体制については第4で述べたような公益財団法人等と同様の体制を定める必要があると考える。

(注)について

会社法の会計監査人は資本金5億円以上または負債の合計額が200億円以上の大会社に設置することとされている。その一方で、受益証券発行限定責任信託の場合は負債200億円以上であり、公益法人の場合は、収益1000億円以上、費用と損失の合計1000億円以上、または負債50億円以上である。そのため、会社法の資本金に相当する要件を導入することには、より慎重であるべきと考える。すくなくとも、現在行われている助成型の類型には資本金に相当する要件は不要と考える。もっとも、仮に第4の1(1)において乙案が採用される場合には、会計監査人を置くか、財産規模が少額の場合でも会計に関する能力を有する者が信託管理人に存在することが必要と考える。

2 公益信託の信託管理人の資格

信託管理人の資格には、提案の他に、(注)の「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者であること」が必要であると考えられる。

仮に第4の1(1)において乙案が採用される場合には、会計監査人を置くのでなければ、会計に関する能力を有する者が信託管理人に存在することが必要と考える。

「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者」以外の者が、信託管理

人に就任しても、権限を適切に行使することは期待できないのであるから、「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者」を資格要件とすることは必須であると考ええる。弁護士、税理士、公認会計士のような有資格者や法人等での実務経験がある者が信託管理人に就任するべきである。

(1) イについて

委託者等が信託管理人に就任し、または信託管理人と同等の権利義務を与えることは委託者の影響力の拡大による公益性に対する疑義を招きかねない（第 6 に対する意見を参照ください）。

3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

(2) 別表 1 について

「信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか」の項目で△とされているものについて、以下のとおり考える。

信託法第 31 条第 3 項の通知については、受託者の利益相反行為の制限の趣旨からは必須であると考ええる。信託行為で定めることができるのは通知方法や通知の時期などに止めるべきである。

信託法第 32 条第 3 項の通知については、公益目的行為が受託者固有の行為と競合する場合を信託行為に定めることはあり得、通知の省略が認められる場合があり得るのではないかと考える。個別の認可の際の信託行為の記載事項とするべきである。

信託法第 37 条第 3 項の報告は、信託管理人が職務を遂行する上で必須であり、決算報告の事前確認が行われた場合に、簡易な形式とすることが認められる程度とすべきである。

信託法第 48 条第 3 項の通知は、必須であるが、同条第 2 項の別段の定めとの関係がわかりにくいため、解釈について周知するべきと考える。

受託者の任務終了、信託の変更、併合、分割の通知は必須であり、信託行為で定めることができるのは通知方法や通知の時期などに止めるべきである。

「信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか」の項目で×とされているものについて、以下のとおり考える。

信託法第 19 条、第 31 条、第 32 条、第 57 条、第 58 条、第 62 条、第 149 条、第 151 条、第 155 条、第 159 条および第 164 条は任意規定であり、信託管理人の権限が制限されたり、信託管理人が関与しない一定の場合を定めたりすることはあり得べきと考える。

第 6 公益信託の委託者

1 公益信託の委託者の権限

提案に反対する。

公益信託の委託者の権限は、原則はなしとし、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様の権限を信託行為に別途定めることを認めるのがよい。

なお、委託者の権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する範囲を超えて与えることについては慎重に行うべきである。

基本的な考え方として、「公益性を確保する観点や税制優遇を受けることを視野に入れる観点からは、委託者の関与によって公益信託の運営が左右される状況はできるだけ回避することが望ましい」（補足説明 25 頁）と考える。

委託者の不存在や委託者が意思能力を有さないことは、公益信託では普通にあり得、第 6 の 2 で提案も委託者の不存在があり得ることを前提にしている。公益信託のガバナンスは、委託者が受託者および信託管理人に対する監督的な役割を担わない場合でも機能する仕組みでなければならない。そのため、公益信託法のデフォルト規定としては委託者が何ら権限を有さないことを前提にしてガバナンスに関する規定を定めたいと、委託者にどのような権限であれば与えてもよいかを検討するべきである。そのようにして法律の構造を理解しやすくすることは公益信託の普及にも役立つものと考えられる。

委託者が公益信託の事務処理に影響力を持つことは公益性に疑義をもたらすことから認められるべきではない。私益信託では委託者が信託事務処理方法について指図をする類型も存在するなど自由な制度設計が可能であるが、公益信託に自由な制度設計を認めることは公益性に強い疑義をもたらすことになる。更には今後検討される税制上の措置の可否にも影響を与えかねない。委託者の権限は、デフォルト規定の定め方にかかわらず、受益者の定めのある信託の委託者の権限の範囲内とし、そこからの拡大は制限するべきである。これは、第 5 の 2(1)イの提案で、委託者または委託者の関係者が信託管理人となるべきでない（つまり受益者と同じ権利を持つべきではない）とされていることとも整合する。

2 公益信託の委託者の相続人

提案に賛成する。

（注）については、公益信託法において信託法第 146 条等の適用を認めるのであれば、相続人に委託者の地位の移転することは可能としてよいと考える。

1 の提案が採用された場合でも上記の当協会の意見が採用された場合でも、委託者の相続人が委託者の考える信託の本旨に従った行動を取るとは必ずしもいえない。また、公益信託には存続期間の定めがないことや長期間の存続を前提とすることが想定されるところ、相続人が多数になることによって委託者の相続人による監督が機能しない状況や権利関係が複雑になることが考えられる。そのため、デフォルトでは委託者の地位は相続しないことが妥当と考えられる。

(注)については、以下のとおり考える。

信託行為に別段の定めがある場合には、委託者自身が相続人に権限を委ねているのであるから、利益相反の問題はない。委託者の地位が相続によって多数の者に帰属することをいかに制限するかということが論点となる。

一方で、委託者の地位は第三者に移転可能であり（信託法第146条、第261条）、中間試案においてもそれを修正する提案はされていない。そのため、(注)の考え方を採用せず、相続により委託者の地位を相続人が承継しないことを強行規定としても、信託法第146条により信託行為に定める方法に従い特定の相続人に委託者の地位を移転することは可能とする提案であると考え（「委託者の死亡を停止条件としてA（という相続人）に委託者の地位を移転する」などの定めを置く場合）。

そのため、(注)の考え方を採用する必要はないと考えられる。なお、委託者の相続人などの第三者が委託者の地位を承継すること自体を否定する考え方に立つならば、信託法第146条による委託者の地位の移転の規定も見直す必要がある。

第11 公益信託の情報公開

1 公益信託の情報公開の対象及び方法

提案に総論としては賛成する。

ただし、補足説明48頁に、「公開の対象は、信託関係人の住所氏名のような個人情報を除く内容を想定しているが、実務上支障を来さないように引き続き検討する必要がある」と記載されているとおり、プライバシーに配慮し、新たな情報公開の仕組みが過度な負担とならないようにする必要があると考える。

補足説明において、信託財産に係る帳簿等（信託法第37条第1項）について言及しているが、公益法人においても信託帳簿に相当するものは開示対象とされておらず、同様の考え方により公益信託でも開示対象とされないと考える。

第12 公益信託の監督

提案の行政庁と裁判所の権限の分担については、第13から第16について意見を述べる点において反対する。

第13 公益信託の受託者の辞任・解任、新受託者の選任

提案に反対する。

1 公益信託の受託者の辞任

「受託者が、委託者と信託管理人の同意を得て辞任できる」ことには賛成するが、受託

者の辞任に委託者の同意をデフォルトで必要とすることに反対する（第6 参照）。

「正当な理由」等がある場合、受託者は裁判所の許可がなくとも行政庁への届出等により辞任できる制度とすべきである。

【委託者不存在の場合の問題】

委託者が不存在の場合に裁判所の許可を必要とすることは手続として負担が大きい。

補足説明 52 頁 1(3)に「委託者が不在の場合に受託者が信託管理人の同意を得て辞任することは同項ただし書の信託行為の別段の定めがない限り認められないことになる。」と記載されているが、公益認可申請手続において許容される標準的な別段の定めがどのようなものであるかが、明らかにされるべきである。更には公益信託にとって委託者の不存在は異例な状況ではないことからすると、標準的に導入される別段の定めの内容は、予め法令上のデフォルトルールとすることがより望ましいと考える。

【受託者の辞任事由】

受託者の辞任の「やむを得ない事由」の具体的な例としては、「受託者が天災、病気、高齢等のために信託事務を処理するに足る能力がなくなったとき」と補足説明 53 頁に記載されているが、このような場合は、公益信託の受託者の能力要件を満たさないのであるから、信託管理人等が辞任に反対する理由はない。このような場合には信託管理人等の同意がなんらかの事情で得られなくとも、受託者は当然辞任できるべきである。

むしろ、信託管理人等の合意が得られない場合として想定されるのは、「正当な理由」の例としてあげられている「後任候補者として適格性を有する者が予定されている場合」である。一定の手順で後任受託者が選任可能な場合に、信託管理人等の反対により受託者が辞任できないことは認められるべきではない。

【裁判所による許可について】

受託者が辞任する「やむを得ない事由」や「正当な理由」がある場合で、何らかの事情で信託管理人等の合意が得られない場合には、裁判所の許可を要さず、行政庁への届出等により辞任できるようにするべきである。

対応策として、信託法第 57 条が任意規定であることが新しい公益信託法においても維持されるのであれば、信託行為に「正当な理由がある場合に受託者は辞任できる」等の条項を定めることが考えられる。もっとも、「受託者は何時でも信託管理人への意思表示により辞任できる」等の規定は、公益性の維持のために望ましくないため、公益認可申請手続において許容される標準的な別段の定めがどのようなものであるかが、明らかにされるべきである。更には、標準的に導入される別段の定めの内容は、予め法令上のデフォルトルールとすることがより望ましいと考える。

このような措置がとられたうえでなければ、裁判所が「やむを得ない事由」を判断して受託者の辞任を許可する制度とすることは許容できないと考える。

2 公益信託の受託者の解任

受託者の解任権を委託者にデフォルトで与えることに反対する（第6 参照）。

【受託者の解任事由】

受託者の解任事由について、「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」「正当な理由があるとき」の何れが望ましいかは、その文言の実質により検討されるべきである。実質的な解任事由としては、受託者の信託事務処理能力の欠如（公益認可基準の未達）の場合と受託者の能力が公益認可基準を満たさないとまでは言えないが、より望ましいと信託管理人等が考える受託者候補が存在するにもかかわらず受託者が辞任しない場合である。後者の場合まで含めて解任事由とすることが公益の推進のためには望ましいと考えるが、これらは受託者の能力に関するものであるから、行政庁が判断すべきである。

もっとも、提案(1)が採用され、外部の第三者機関への申立てを要しないで受託者を解任できるとすれば、「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」とすべきである。

【委託者不存在の場合の問題】

辞任についての意見と同様の理由により、委託者不存在の場合についてのデフォルト規定を設けるべきである。その場合に信託管理人単独で解任できることは、信託管理人の公益信託内部での影響力が強くなりすぎるため、要件を厳格にするか、外部の第三者機関の認可を必要とすべきである。

3 公益信託の新受託者の選任

(1)について、信託管理人単独で選任できることを認めるべきである。それによって(2)は信託管理人が選任を行わない場合の利害関係人の申立てに限定されることになる。その場合、裁判所に、信託法第62条第4項にいうところの「合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要がある」か否かの判断を行わせる意味があるのかは疑問である。むしろ、利害関係人の範囲（前受託者等）と申立て理由を見直して、行政庁への申立てを広く認めるべきではないか。

提案が採用される場合には、委託者不存在の場合の規定等を整備すべきである。

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任, 新信託管理人の選任

提案は、信託管理人と受託者の役割や信託法の定めとの相違に言及しておらず、賛成できない。

信託管理人の辞任は、信託法第57条の準用により受益者の定めのない信託の場合は委託者が単独で同意することにより辞任できるという解釈に基づいて考えると、委託者の不存

在の場合などには、常に裁判所の認可がなければ辞任できないことになる。仮に、提案を採用する場合は、信託行為の別段の定めとして認められる場合を明確にするべきであるが、そもそも委託者の不存在等の場合にも裁判所の認可によらず対応可能なデフォルトルールを定めるべきと考える。

デフォルトルールとしては、公益法人の監事の辞任は制限されないこととの平仄からは、信託管理人の辞任は制限されるべきではない。公益法人に比べて厳しい規律とすることは信託管理人の就任をより困難にすると考えられる。

信託管理人の選任、解任については、公益信託の関係者が受託者と信託管理人のみであるような場合があることを前提とすべきであるから、受託者が主体的に行うことができなければ、実務として成り立ち得ない。

第 15 公益信託の変更、併合及び分割

1 の提案については、(1)アは、委託者の合意は不要である。それ以外の点は賛成する。

2 の提案については、信託目的の安易な変更がされないようにすべきである。

3 の提案については、信託目的が明らかな場合には委託者の合意は不要である。それ以外の点は賛成する。

1 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更

提案は信託目的の変更以外の信託の変更であるから、信託法第 149 条第 2 項第 1 号により受託者と信託管理人で行うことができる範囲（「信託の目的に反しないことが明らかであるとき」）で行えばよく、委託者が合意者となることが不要であるにもかかわらず、委託者の合意を得て公益信託事務の処理の方法を変更することは、委託者が公益信託事務の処理に介入しているかのような外観を与えかねず、公益性が疑われかねないため反対する。

2 公益信託の目的の変更

信託目的の変更は、公益信託の認可手続をやり直すことにも等しい場合があることから、類似の信託目的への変更など軽微な変更以外については、安易に行われないようにすべきである。また、委託者の合意により信託目的の変更をすることによって、委託者が公益信託事務の処理に介入しているかのような外観を与えないように、予め信託行為に信託目的の変更の手続に関する定めを入れるなどの措置を取るべきである。

3 公益信託の併合・分割

当事者の合意と行政庁の認可により可能とすることに賛成する。ただし、信託目的に反しないことが明らかな場合は、委託者は合意の当事者に入れるべきではない。

なお、(注) の考え方を採用するようなニーズの存在は確認できていない。

第 16 公益信託の終了

1 公益信託の終了事由

(2) で、信託管理人の 1 年間の不存在を信託終了事由としていることに反対し、それ以外については賛成する。

信託管理人の任務終了事由が発生したことを他の関係者が早期に知ることができるとは限らず、信託管理人の任務終了から 1 年以内に信託管理人を選任することが常に容易であるとは言えないことから、不測の事態により信託が終了するおそれがある。公益法人において監事の不存在が公益法人においてどのように取扱われているかを参考に検討すべきである。

3 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了

甲案の当事者の合意だけでなく、行政庁による終了の認可／成立の認可の取消しを要するという部分に賛成し、委託者の合意を要することに反対する。

受託者と信託管理人の合意と行政庁による終了の認可／成立の認可の取消しにより終了できることとすべきである。委託者を合意権者とすることは、税制の規定に応じて信託行為で定められるようにすればよいと考える。

仮に甲案がそのまま採用される場合には、信託行為で委託者を終了の合意権者でないと定める場合には、どのような方法で終了ができるかを明確化すべきである。

乙案は、特定公益信託の要件「当該公益信託は、合意による終了ができないものであること」(所得税法施行令第 217 条の 2 第 1 項第 2 号、等) に反しており、税制優遇を受けられない懸念があり、反対する。

第 17 信託の終了時の残余財産の処理

1 残余財産の帰属権利者の指定

提案に賛成。(注) の考え方に反対。

私人を帰属権利者に指定する公益信託は、税制優遇が得られないと考えられ、仮に税制優遇を得ることができるとしても複雑な会計処理が必要になり簡易な体制をとることが難しくなる。更に、受益者の定めのある信託や公益信託以外の受益者の定めのない信託で、同様の目的の信託を実現可能であるから、そもそもニーズがないと考えられる。

第 18 公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等

4 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

甲案に賛成する。

現在、受益者の定めのある信託で公益信託と比較できるような公益的な事業を行っている事例を認識していない。また、公益信託の認可前に受益者の定めのある信託を設定し、信託の変更をすることに何らかのメリットがあるとも考え難い。仮に、公益信託の認可前に受益者の定めのある信託を設定しても、信託の終了と公益信託の設定により対応可能である。そのため、公益信託の認可前に受益者の定めのある信託を設定するニーズがあるとは考え難く、乙案を導入すべき立法事実が存在しない。徒に制度の複雑化を招くのみでメリットがない乙案に反対する。

第19 その他

1 信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託

甲案に賛成する。

委託者兼受託者が、自らの裁量で財産の処分等の信託事務処理を行う制度は、公益性があるか疑問で、形式的な公益目的の背後に私益目的の存在するような不適切な公益信託を誘発する懸念がある。

委託者の影響力を極力排除することが、公益信託の原則と考えるべきであり、このような制度は税制上も通常の公益信託に認められる措置が認められるとは考え難い。そのため、ニーズがあるか極めて疑問である。

2 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

(注)のような適切な簡易移行制度を導入することに賛成し、その導入を前提に(2)の提案に賛成する。

(1)(3)については、(注)の考え方に立つため、「認可」は必ずしも要しないと考えるが、それ以外の点については、簡易移行制度の導入を前提に賛成する。

補足説明 89 頁に記載されているとおり、「現在の公益信託は信託銀行により適切に運用されているものがほとんどであること」ならびに「移行手続による事務負担の増加による既存の公益信託の信託財産の減少を避けられるという利点」を鑑み、届出等の簡易な移行手続を許容する(注)の考え方を支持する。

以上